

## はこだて療育・自立支援センターはぐみ運営アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、はこだて療育・自立支援センターはぐみの運営等について、専門的知見から支援，助言を得ることを目的として、はこだて療育・自立支援センターはぐみ運営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、児童発達支援に関し、専門的知識と経験を有するものから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

3 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、市長は、前項の規定にかかわらず、アドバイザーを解嘱することができる。

(1) アドバイザーが職務の遂行ができなくなったとき

(2) アドバイザーから辞退の申し出があったとき

(3) アドバイザーを設置する必要がなくなったとき

(4) その他、市長が特別の理由があると認めるとき

(職務)

第3条 アドバイザーは、専門的知識，経験等に基づき、次の支援，助言を行う。

(1) 児童発達支援事業および保育所等訪問支援事業の運営等に関する支援，助言

(2) その他、市長が必要と認めるものに関する支援，助言

(報酬等)

第4条 アドバイザーは無報酬とする。ただし、次の役務の提供を受けた場合は、その対価として、謝礼金等を支給することができる。

(1) 自己評価会議への出席

(2) その他市長が必要と認める役務の提供

2 函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）第3条第4項に基づき、旅費を支給することができる。

(遵守事項)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 アドバイザーは、専門的立場から公平性をもって職務を実施するものとし、もっぱら自己の利益を図ることのみを目的とした支援，助言を行ってはならない。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和 6 年 1 0 月 8 日から施行する。